

昭和 44(1969)年度策定
昭和 50(1975)年度変更
昭和 60(1985)年度変更
平成 14(2002)年度変更
平成 20(2008)年度変更
平成 22(2010)年度変更
平成 27(2015)年度変更
令和 3 (2021)年度変更
令和 7 (2025)年度変更

岡山県農業振興地域整備基本方針

令和 8 (2026)年 3 月

岡 山 県

目 次

第1章 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	
第1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
1. 県面積目標	1
2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	1
第2 農業上の土地利用の基本的方向	3
1. 南部農業地帯	3
2. 中北部農業地帯	4
第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	6
第3章 基本的事項	
第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	9
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2. 農業地帯別の構想	9
3. 広域整備の構想	10
第2 農用地等の保全に関する事項	11
1. 農用地等の保全の方向	11
2. 農用地等の保全のための事業	11
3. 農用地等の保全のための活動	11
第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	13
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	13
2. 農業地帯別の構想	13
第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	16
1. 重点作目別の構想	16
2. 農業地帯別の構想	17
3. 広域整備の構想	19
第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	20
1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	20
2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	20
第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	21
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2. 農村地域における就業機会の確保のための構想	21
第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	22
1. 生活環境施設の整備の必要性	22
2. 生活環境施設の整備の構想	22
〈参考〉用語解説	23

第1章 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

第1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

1. 県面積目標

本県の耕地面積は、昭和36(1961)年をピークとして減少を続け、令和5(2023)年現在は62.0千ヘクタールであり、過去のすう勢が今後も継続した場合は減少傾向が続くものと見通される。

農地は農業生産の基盤であり、食料自給率の向上と、安全で安心な食料の安定供給の確保を図る観点から、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)に基づき、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の農地を、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが必要かつ重要である。

また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

以上の状況を踏まえ、各種施策の積極的な推進により、必要な農地の確保及びその有効利用に努めるとともに、特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等を可能な限り保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。

令和17(2035)年の農用地区域内において確保すべき農用地(農用地区域内農地)の面積の目標(県面積目標)については、基準年となる令和5(2023)年現在で54.3千ヘクタールであるが、これまでのすう勢や今後の施策効果を踏まえ約51.1千ヘクタールと設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用と次に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を積極的に推進する。

2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

(1) 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定される地域計画(以下「地域計画」という。)に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置等による農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

(2) 農業生産基盤の整備及び保全

農業生産基盤整備事業等の農業経営の基盤強化の促進に必要な施策は、原則として農業振興地域の農用地区域を対象として行うものとし、地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備、食料需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設については、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、計画的な保全管理を推進する。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当

と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地域からの農地の除外を行う場合には、農用地域内農地の確保を基本とし、農用地域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用や、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積・集約化に支障が生じないことなど、より適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

なお、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 農業振興地域整備計画の策定・変更

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域制度を適正に運用し、編入要件を満たす農地を編入するとともに、特に、転用目的が非農業である除外に際しては、農地転用の許可基準に従って、転用の抑制に努める。また、手続については、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(6) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(7) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地域内における土地の農業上の利用の確保という法第1条の2第3項に規定される地方公共団体の責務に鑑み、可能な限り早期の段階で法第13条第2項に規定する農用地域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(8) 推進体制の確立等

法第4条に定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更、法第8条及び第9条に定める農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じ幅広く関係団体等の意見を求めるものとする。

第2 農業上の土地利用の基本的方向

1. 南部農業地帯

本地帯は、瀬戸内海に面した県の南部一帯であり、吉井川、旭川、高梁川の県内三大河川の下流域に広がる平野部を中心に、内海の島しょ部、県中北部の丘陵部にまたがる地帯で、総面積は県土のおおむね4割を占めている。温暖寡雨の典型的な瀬戸内式気候で、沖積層、花崗岩等が分布している。耕地は、肥沃な水田を中心とする広大な平野部、その北部の丘陵部には樹園地、畑が広がり、中北部地帯に比べ概して農業立地条件に恵まれており、収益性も高い。

この地帯に含まれるほとんどの市町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域が指定され、市街化区域と市街化調整区域の区域区分や用途地域等の決定がなされており、さらに全ての市町で農業振興地域の指定を受け、計画的な土地利用を図っている。

人口はほとんどの市町で減少傾向にあり、高齢化が進行し少子化が定着する中では、増加は見込み難い。今後は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化、産業の振興などの施策の積極的な展開をすることにより、中心市街地や地域の拠点の周辺への人口の集積傾向が続くものと予測される。

また、県南新産業都市区域、吉備高原地域テクノポリス開発計画地域、備後工業整備特別地域等に指定され、県外からの企業誘致や地場企業の高度化などへの取組を積極的に図ってきた地域である。産業形態としては、本県産業の先導的役割を果たしている水島工業地帯を中心とする基礎素材型産業が主体であり、中北部地帯に比べ商工業の集積度が高い。また、瀬戸大橋、山陽自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、岡山空港等の整備に伴い、「人・もの・情報」が行き交う交流拠点としての優位性を一段と高めている。

今後、広域交通網の整備や水島港など港湾の機能強化など、交通・物流基盤の強化が進められることにより、西日本の交通の結節点としての優位性を生かした企業誘致や起業化の促進等が図られ、さらに発展するものと予測されている。

こうした社会経済情勢により、県内産業の均衡のとれた振興を図るため、今後増加が見込まれる産業用地等については、秩序ある土地利用のもとで、農業的土地利用と非農業的土地利用との十分な調整を行い、優良な農地の維持・保全に努めるものとする。

農業及び農業的土地利用の推進方向

ア 吉井川、旭川、高梁川の下流沿岸流域に広がる沖積平坦部の水田は、良好な土地条件と優れた団地性を有するとともに、基幹用排水施設が整備され、集団的な農地として利用し得る条件を備えている。今後はさらに農地の大区画化や汎用化の整備等を進め、集団的な農地として水稲のほか、大豆、麦、野菜等の栽培を推進することによって、効率的な利用を図る。

また、岡山市、倉敷市等の市街地周辺では都市近郊的立地条件を生かした野菜、花き等集約的で高収益な園芸農業を展開することで農地の効率的な利用を図る。

イ 瀬戸内海沿岸の干拓地の水田や畑は、肥沃な土壌と優れた団地性を備え、かつ、基幹用排水施設の整備が実施され、優良な農地としての土地条件が整っている。水田は、汎用化のための用排水分離や暗渠排水を進め、集団的な農地として水稲のほか、大豆、麦、野菜、飼料作物等の栽培を推進することにより、効率的な利用を図る。

ウ 瀬戸内海沿岸の丘陵地の農地は、緩やかな傾斜を有し、露地野菜、果樹、花きの栽培を中心に利用されている。一部地域ではかんがい施設の整備が実施されているものの、農地の水源はため池が主体であることから、干ばつの被害を受けやすいため、今後とも、ため池改修等を推進することにより、農地の効率的な利用を図る。

エ 岡山平野の北部丘陵地帯の農地は、古くから樹園地として利用されており、一部地域ではかんがい施設の整備が実施されていることから、今後も果樹栽培を中心に農業上の

利用を確保する。

オ 吉備高原の南部地域は、ほ場整備が実施された水田に加え、かんがい施設が整備された畑地が比較的多い集団的な農地で、水稻のほか、野菜、果樹等が栽培されている。今後とも、農道整備を推進するとともに、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。

カ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。

キ 丘陵部の山林原野等については、今後、肉用牛の通年方式による放牧や草地の再生・利用を含めた開発を実施し畜産の振興を図る。

2. 中北部農業地帯

本地帯は、県下の三大河川により細分化された上流地域に位置し、中部丘陵地帯から中国山地南麓地域にかけ変化に富んだ地形を形成しており、総面積は県土のおおむね6割を占めている。中部は概して温暖寡雨で花崗岩、石英粗面岩等が分布し、北部は、日本海式気候に近い積雪寒冷地帯であり、花崗岩、秩父古生層等が分布している。

また、耕地は吉備高原、津山盆地、美作台地、蒜山高原等のなだらかな広がりを持つ地域を主体として河川、山林など複雑な地形の中に分散しているが、地形的制約から南部地帯より畑地の構成比の高い地域が多い地帯である。

土地利用については、全ての市町村で農業振興地域の指定を受け、さらに7市町においては、都市計画法第8条第1項で定める用途地域の指定がなされ、計画的な利用を図っている。

この地帯は、農林業が基幹産業であるが、中国横断自動車道岡山米子線や中国縦貫自動車道等広域交通網の整備により関西圏への近接性が高まり、この立地条件を生かして、県外からの企業誘致を積極的に推進している。

人口は減少傾向にあり、過疎化、高齢化が進行している。過去のすう勢からすると今後もこの傾向は続くものと予測されるが、今後、広域交通網の整備が進められ、地場産業の技術力の向上にも波及効果のある県外からの企業誘致や既存企業の活性化や起業化、公的産業団地等を核とした商工業の振興等が見込まれ、将来の発展性が期待される地域である。

こうした社会経済情勢により、今後の農村における土地利用は、広域交通網や内陸工業団地等の整備に伴う商工業の振興等に対して、地域の特性を踏まえ、長期的視点に立って農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を通じた調整を図り、農業、農村の活性化に努めるものとする。

農業及び農業的土地利用の推進方向

ア 吉備高原の北部地域は、ほ場整備が実施された水田やかんがい施設が整備された畑地が比較的多く、集団的な農地として整備されており、水稻、野菜、果樹等が栽培されている。しかし起伏が多い複雑な地形であり、集団的な農地としての利用を一段と高めるために、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。

イ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。

ウ 吉井川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、ほ場整備等の水利条件の整備が実施されており、集団的な農地となっている。今後とも水田の汎用化等により一層大豆、飼料作物等を栽培し、効率的な利用を図る。

エ 旭川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、比較的団地性を有し、一部地域では、ほ場整備が実施され、水田の汎用化等が図られている。その他の農業生産基盤整備が進んでいない地域では、新たな基盤整備の推進や新規作物の導入を進め、農地のより一層

の効率的な利用を図る。

オ 北東部の緩傾斜丘陵地帯で農地造成によって整備された優良な畑では、果樹、畜産等の団地化に努めてきたが、担い手の高齢化等により荒廃農地が発生してきている。今後はこれらの地域においては、農業生産基盤の再整備を実施するとともに新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。

カ 中国山地の比較的団地性を有している水田は、ほ場整備等が実施され、水稲のほか、水田の汎用等による大豆や花き等新規作物の導入を通じて、農地の効率的な利用を図る。特に、山間部にある棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を推進する。

キ 中国山地で農地造成によって整備された集団性の高い優良な畑は、夏季冷涼な気象条件を生かすとともに、野菜などの輪作体系の確立等により、効率的な利用を図る。

ク 山間地域の山林原野等については、採草放牧地の造成や肉用牛の夏山冬里方式等の放牧により効果的な利用を図る。

ケ 蒜山高原はなだらかな高原地帯であり、水田は、ほ場整備等も実施され、水稲のほか、野菜、飼料用作物等の作付けも盛んであることから、今後とも効率的な利用を図る。

また、畑地や草地については、野菜と飼料作物との輪作を支援することにより効率的な利用を図るとともに、ぶどうを新たな品目として推進する。

第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

本県における農業振興地域として指定することを相当とする地域（以下「指定予定地域」という。）の位置及び規模はおおむね下表のとおりとする。

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模		備考
			総面積	〔農用地〕面積	
南部農業地帯	岡山地域 (岡山市)	岡山市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区、流通業務地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	60,137 <i>ha</i>	(16,295) <i>ha</i>	
	倉敷地域 (倉敷市)	倉敷市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	19,237	(4,142)	
	玉野地域 (玉野市)	玉野市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	6,588	(1,142)	
	笠岡地域 (笠岡市)	笠岡市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	10,594	(2,426)	
	井原地域 (井原市)	井原市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域等を除いた区域	23,174	(2,739)	
	総社地域 (総社市)	総社市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	19,806	(2,573)	
	備前地域 (備前市)	備前市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	20,133	(815)	
	瀬戸内地域 (瀬戸内市)	瀬戸内市のうち、港湾法に基づき定めた臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	11,209	(2,953)	

農 業 地 帯 名	指定予定 地 域 名	指定予定地域の範囲	指定予定地域 の 規 模		備考
			総面積	〔農用地〕 面 積	
南 部 農 業 地 帯	赤磐地域 (赤磐市)	赤磐市のうち、都市計画法に 基づき定めた市街化区域及び 規模の大きな森林等を除いた 区域	ha 17,942	ha (2,942)	
	浅口地域 (浅口市)	浅口市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	5,431	(1,207)	
	和気地域 (和気町)	和気町のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	11,708	(1,266)	
	早島地域 (早島町)	早島町のうち、都市計画法に 基づき定めた市街化区域及び 流通業務地区等を除いた区域	371	(143)	
	里庄地域 (里庄町)	里庄町全域	1,223	(253)	
	矢掛地域 (矢掛町)	矢掛町のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林を 除いた区域	8,836	(1,428)	
	吉備中央 地 域 (吉備中央町)	吉備中央町のうち、都市計画 法に基づく都市計画区域内の 用途地域及び規模の大きな森 林等を除いた区域	23,998	(2,566)	
	地 帯 計	(15 市町 15 地域)	(240,387)	(42,890)	
中 北 部 農 業 地 帯	津山地域 (津山市)	津山市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	34,299	(6,168)	
	高梁地域 (高梁市)	高梁市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	48,600	(4,573)	
	新見地域 (新見市)	新見市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	65,715	(4,889)	

農 業 地 帯 名	指定予定 地 域 名	指定予定地域の範囲	指定予定地域 の 規 模		備考
			総面積	〔農用地〕 面 積	
中 北 部 農 業 地 帯	真庭地域 (真庭市)	真庭市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	48,327 <i>ha</i>	(7,060) <i>ha</i>	
	美作地域 (美作市)	美作市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域、自然公園法の国立公園 の特別保護地区及び規模の大 きな森林等を除いた区域	31,520	(3,996)	
	新庄地域 (新庄村)	新庄村のうち、自然公園法の 国立公園の特別保護地区及び 規模の大きな森林を除いた区 域	2,717	(416)	
	鏡野地域 (鏡野町)	鏡野町のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林を 除いた区域	23,152	(2,631)	
	勝央地域 (勝央町)	勝央町のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域を除いた区域	5,033	(1,586)	
	奈義地域 (奈義町)	奈義町のうち、規模の大きな 森林等を除いた区域	3,321	(1,052)	
	西粟倉地域 (西粟倉村)	西粟倉村のうち、自然公園法 の国立公園の特別保護地区及 び規模の大きな森林等を除い た区域	1,281	(158)	
	久米南地域 (久米南町)	久米南町のうち、規模の大き な森林を除いた区域	7,564	(1,352)	
	美咲地域 (美咲町)	美咲町のうち、規模の大きな 森林等を除いた区域	19,662	(2,143)	
	地 帯 計	(12 市町村 12 地域)	(291,191)	(36,024)	
県 計	(27 市町村 27 地域)	(531,578)	(78,914)		

(注) 農用地面積は、農業振興地域内にある農地と採草放牧地の合計面積で、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査に基づく令和5(2023)年12月31日現在の数値
農用地面積は、ha未満を四捨五入しており、計が合わないことがある。

第3章 基本的事項

第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

食料の安定供給の確保や持続的な農業の展開のためには、農業生産の基盤である農地や農業水利施設等の改善が重要である。そのためには、地域の合意形成を図るとともに、環境との調和や生物多様性の保全に配慮しながら、地域の特性を生かしたきめ細かな農業生産基盤整備を推進する必要がある。

(1) 農業生産基盤整備の対象区域

原則として農用地区域を対象に農業生産に必要な農業用水の確保や農地の整備とともに農道の整備を実施する。

(2) 本県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備事業の推進

南は瀬戸内海から北は中国山地に展開する多様な農業経営を支援するため、環境との調和や生物多様性の保全に配慮し、地形条件・自然条件など地域特性を生かした農業生産基盤整備を推進する。また、今後は、高度成長期に造成した土地改良施設が耐用年数を迎え、施設の適切な維持管理と更新が重要となってくることから、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。

2. 農業地帯別の構想

(1) 南部農業地帯

ア 田の整備

平地農業地域においては、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、生産性の更なる向上や農地の有効利用を図るため、水田の大区画化や大豆、麦、野菜等への生産転換を促進する排水施設や暗渠排水などの農業生産基盤の整備を推進する。また、整備においては、新技術や省力・低コスト技術の導入、ICT技術を活用した水管理や営農、水利情報の提供体制の構築などに積極的に取り組む。

イ 畑及び樹園地の整備

冬季温暖な瀬戸内海沿岸に展開する畑作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。

ウ 草地・飼料畑の整備

土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備を推進する。

(2) 中北部農業地帯

ア 田の整備

平地農業地域では、担い手の確保や集落営農の推進を図るため、担い手への農地利用の集積・集約化や水田の大区画化・汎用化などの優良な営農条件の確保に向けた生産基盤整備を進める。

また、中山間地域では過疎化・高齢化等により著しく集落機能が低下しており、農業生産活動の継続のために地形条件や地域ニーズ等に沿った農地や農道、農業用排水路の整備を進める。棚田地域については、水源の涵養や自然環境の保全に加え、良好な景観の形成等の多面的機能が十分発揮できるよう、農業生産活動の推進や棚田の保全を図る。

イ 畑及び樹園地の整備

夏季冷涼な中国山地を中心に展開する畑作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかん

がい施設や暗渠排水等の整備を推進する。

ウ 草地・飼料畑及び放牧用施設の整備等

土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備による飼料の増産に努める。特に中山間地域では、山林原野等の放牧利用を図るため、放牧用施設等の整備を推進する。

3. 広域整備の構想

地域の実情、経済的条件等から市町村の区域を越えて事業を推進することが農業水利施設の保全、農地の大区画化や汎用化の推進、農道の整備・保全等において効果的である場合は、市町村農業振興地域整備計画と有機的な連携を保ちつつ、広域的な農業生産基盤整備を推進する。

(1) 農業水利施設の保全

農業用水の安定供給と施設の維持管理の負担軽減を図るため、国営及び県営の事業により整備された基幹的農業水利施設について、営農の実態を考慮した上で、生産性の向上、管理の省力化、農業経営の合理化と近代化を目的とした整備を推進する。

(2) 農地の大区画化や汎用化の推進

農業の生産性を向上させるため、農地の大区画化や汎用化を積極的に推進する。また、取組に当たっては、地域の特性に応じた土地利用型農業や高付加価値型農業の展開を目指す。

(3) 農道の整備・保全

広域農業主産地を形成する地域の流通機構の改善、高生産性農業の推進、農業の近代化等のため、市町村と連携して、基幹的な農道の整備と既存農道の保全対策を実施する。

第2 農用地等の保全に関する事項

1. 農用地等の保全の方向

農業は、農用地を活用し、安定的に農産物を供給するとともに、農業生産活動等を通して生じる県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その機能の適切な発揮が期待されている。しかし、本県においても、担い手の減少や高齢化とも相まって依然として新たな荒廃農地が発生しており、農業生産活動の継続によりその発生を防止するとともに、荒廃農地の解消に向けて再生・利用と保全管理に努め、多面的機能の増進と農業生産力の維持・向上を図る必要がある。

中山間地域等の生産条件の不利な地域では、その不利性を克服し、荒廃農地の発生を防止するために、集落協定に基づく持続的な保全活動への支援と土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発と農業生産基盤の整備を推進し、多面的機能の適切な発揮に資する必要がある。

一方、本県では災害が比較的少ないものの、大雨や台風等による災害に対して農用地の維持・保全を図るためには、今後とも、ため池や排水施設の整備、地すべり防止対策等を計画的に推進する必要がある。

また、農用地の維持・保全を図る上で重要な農業用水等の適切な保全・管理は、農村地域では過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下により困難となっている。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図っていく必要がある。

2. 農用地等の保全のための事業

県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、農用地等は、農業生産活動を通して生じる多面的機能を有しており、安心して暮らせる安全な農村づくりと美しく魅力ある県土づくりを推進するため、各種農地防災事業や農業生産基盤整備事業を実施し、これら農用地等を保全する必要がある。

(1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

災害を受けやすい農地や農業用施設を守るため、危険な箇所や老朽化し機能低下した施設の点検に努めるとともに、緊急を要するものから重点的、計画的に整備を推進する。

農業用水の安定供給と県土の保全に資するため池については、自然生態系を保全しつつ整備を推進するとともに、県南地域においては、周辺の都市化の進行に伴う立地条件の変化による湛水被害を防止するため、排水機や樋門などの排水施設の整備を推進する。

(2) 農業生産基盤整備事業等による荒廃農地の整備・復旧

荒廃農地は、農地の区画整理を行うほ場整備区域に編入し、周辺農地と一体的に整備・復旧を図る。

3. 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援

農地の保全・有効利用対策としては、荒廃農地の発生の防止及び再生・利用と保全管理を中心とした解消を図ることとし、市町村と農業委員会は、荒廃農地の実態を把握し、再生と利用に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

支援策として、認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化を基本に、新規就農者の確保・育成、定年帰農者や作業受託組織への支援、農業協同組合や企業等による営農、都市住民による市民農園等の利活用、和牛の放牧、景観作物の導入など地域や個々の条件に即した対策を講じる。

(2) 地域共同活動、環境保全型農業への支援

多面的機能支払制度等を活用し、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による、農地・農業用水等の適切な保全・管理に資する基礎的な活動と生産資源の向上に

資する施設の長寿命化などの活動や農村環境の向上に資する活動、地球温暖化防止等に効果の高い環境保全型農業への取組を支援する。

(3) 意欲ある多様な農業者への農地利用の集積・集約化の促進

農業従事者の減少や高齢化により担い手が減少傾向にある中で、農地を有効に活用し、農業生産の拡大を図っていくため、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地利用の集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。

(4) 集落協定に基づく中山間地域等の持続的な保全活動

中山間地域等の農村では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、県民にとって経済的損失が生じることが懸念されている。

このため、多面的機能の良好な発揮を図るため、生産条件の不利を補正するための支援を行う中山間地域等直接支払制度の活用により、農業生産活動を通して多面的機能を確保するとともに、荒廃農地の発生の防止及び解消を含め、農地の保全・有効利用を促進する。

(5) 鳥獣被害の防止対策

イノシシやシカ、サル等の野生鳥獣による農作物等への被害は高止まりの状況にあり、農業所得の減少や生産意欲の減退、また、農地の保全の面でも深刻な問題となっている。

このため、イノシシ等の野生鳥獣から農作物等を守る観点から、地域ぐるみによる侵入防止柵等の整備を支援するとともに、捕獲対策の推進や捕獲獣の利活用を進めるなど、総合的な被害防止対策を実施する。

(6) 景観農業振興地域整備計画の活用

市町村による景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を支援し、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保と農山村地域に特有な景観の保全・創出を図る。

第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画の実現に向け、農地中間管理事業等の各種施策を活用して、担い手への農地利用の集積・集約化を進める。

(1) 関係機関との連携

市町村、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と十分に連携して地域農業の将来像である地域計画の実現を積極的に支援する。また、農業関係試験研究機関、農業普及指導センター等による指導体制を整備するとともに、「岡山県農業経営・就農支援センター」等と相互に十分な連携を図り、農業経営基盤の強化を促進する。

(2) 農地中間管理事業等の活用

地域計画の実現に向けては、担い手の規模拡大を推進するため農地中間管理事業等の積極的な活用を市町村や地域へ働きかけ、農地利用の集積・集約化を推進する。

2. 農業地帯別の構想

南部を中心とした干拓地に代表される平坦地等の広がりのある地域においては、農地の利用調整を通じた担い手への集積・集約化などにより個人経営の規模拡大を進める。

このうち、特に、所得が一定以上の経営等については、必要に応じて、法人形態への移行を誘導する。

中北部の中山間地域においては、担い手不足が顕著であるため、集落等を単位とした生産組織の育成や法人化の推進を図るとともに、高収益・高付加価値作物の積極的な導入による複合経営で所得向上を誘導する。

また、中北部に多い畜産を基幹とする経営では、スマート技術の導入等により飼養管理の省力化や労働生産性の向上を推進するとともに、耕畜連携による飼料作物の生産などにより、飼料生産基盤の充実に努め、飼料自給率の高い経営を目指す。

さらに、園芸を中心とした畑作地域においては、県振興品目・品種の導入により、所得向上を目指すように誘導するとともに、担い手への遊休園地の継承を推進し、産地の維持拡大を図る。

なお、これらの取組によっても担い手の確保が見込めず、荒廃農地の発生防止・解消が困難な地域においては、従来の担い手に加えて、新たに農業への参入が期待される企業等の多様な主体が地域農業の担い手となる体制を構築し、農地の有効利用を図る。

(1) 主要な営農類型

＜モデル策定の前提条件＞

所得目標及び労働時間：主たる従事者1人当たりの年間農業所得目標はおおむね500万円とし、年間総労働時間は1,800時間程度とする。

生産方式：おおむね10年後を目標として、実現可能な栽培飼養技術による適正で合理的な体系とする。

適応地域：地域の特性を生かした営農を確立するため、気候、標高、地形等から県内を①岡山平野、②吉備高原、③津山盆地、④中国山地の4地域に区分し、営農類型ごとに適応地域を設定する。

番号	営農類型	作目	経営規模	適応地域
1	水稲・麦複合	水稲 二条大麦	30.0ha 40.0ha	岡山
2	水稲・麦・作業受託複合	水稲 小麦 水稲作業受託	20.0ha 12.0ha 10.0ha	吉備・津山
3	水稲・大豆複合	水稲 大豆 飼料用米 水稲作業受託	3.0ha 7.0ha 3.0ha 14.0ha	全域
4	水稲・WCS用稲	主食用米 WCS用稲 飼料用米 二条大麦 大豆	6.0ha 15.0ha 9.0ha 8.0ha 2.0ha	全域
5	水稲・飼料用米	主食用米 飼料用米	12.0ha 3.0ha	全域
6	果樹専作	もも	1.0ha	岡山・吉備・津山
7	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・シャインマスカット)	0.9ha	岡山・吉備・津山・中国
8	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・オーロラブラック・シャインマスカット)	0.9ha	
9	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・シャインマスカット)	0.9ha	
10	果樹専作	ぶどう (アレキ・シャインマスカット・紫苑)	0.6ha	岡山・吉備
11	野菜専作	なす	0.2ha	岡山
12	野菜専作	トマト	0.2ha	吉備・中国
13	野菜専作	いちご	0.25ha	岡山・吉備・津山
14	野菜専作	はくさい・キャベツ	3.0ha	全域
15	花き専作	りんどう	0.6ha	吉備・津山・中国
16	花き専作	スイートピー	0.2ha	岡山
17	酪農専作	乳用牛 (ホルスタイン種)	50頭	全域
18	酪農専作	乳用牛 (ジャージー種)	80頭	中国
19	肉用牛専作	肉用牛 (黒毛和種)	70頭	全域
20	肉用牛専作	去勢牛 (黒毛和種)	200頭	全域

(注) 適応地域の区分 岡山：岡山平野、吉備：吉備高原、津山：津山盆地、中国：中国山地
出典：令和8(2026)年3月「岡山県農業経営基本方針」

(2) 目標経営規模

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりおおむね500万円）を確保することができるものとする。

(3) 農地利用の集積・集約化の推進

担い手への農地利用の集積・集約化の目標を達成するため、市町村、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関が連携して地域計画を中心とした地域の話合いをコーディネートすることにより、担い手への農地利用の集積・集約化を効率的・効果的に推進する。

なお、その推進に当たっては、農業委員会ネットワーク機構、岡山県農業協同組合中央会、岡山県土地改良事業団体連合会等と連携を図りながら、農地中間管理機構を中核的な事業体として活用する。

また、規模拡大を図る認定農業者等に対する低利融資制度の実施等により大規模経営体の育成や活動を支援する。

(4) 農地の効率的な利用の促進

生産性の向上を図るために、区画整理、用排水路等の基盤整備を実施するとともに、もやぶどうなど園芸産地の育成などを進め、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用によるほ場の集約化や、農地流動化の促進による先進的経営の規模拡大を図る。

なお、地域だけでは農地としての維持が困難な場合には、NPO法人(民間非営利組織)やボランティア団体、農業協同組合、企業等の営農活動を支援するとともに、都市住民等が利用する市民農園など、農地の多面的利用についても提案していく。

(5) 農業生産組織の活動の促進

各種事業を効率的に活用するなど農業生産組織の活動を促進し、農業経営の規模拡大や総合的な農地の利用促進を図る。

第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

農業の近代化のための施設の整備について、南部、中北部各農業地帯の重点作目別の方向性を示すとともに、広域的に整備が必要な施設についての構想を示す。

なお、施設の整備、更新に当たっては、省エネルギー設備等の導入を検討するなど、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減にも配慮する。

1. 重点作目別の構想

(1) 水稲

消費者が求める付加価値の高い米、業務用米など、用途に応じた需要量を把握し、生産者への情報提供を通じて、主食用米や飼料用米等の適正な規模の作付けを推進する。また、法人化や担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大、省力・低コスト技術やICT等のスマート農業技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。

このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

(2) 麦類

水稲や大豆との二毛作として大規模経営体や集落営農組織へ積極的に推進し、土地利用向上による所得の確保を図るとともに、施肥技術の改善や基本技術の励行等により、実需者ニーズに即した高品質麦の安定生産を進める。また、担い手への農地利用の集積・集約化や作業受託等による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、高性能機械やスマート農業技術の導入を進め、生産の効率化とコスト低減を図る。大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図るとともに、施設がない地域においては広域的な出荷体制を整備する。

(3) 大豆

水田の利用率向上につながる重要な作物であることから、集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、省力機械化体系の技術開発や施設整備、スマート農業技術の導入、排水対策、土づくりの徹底、基本技術の励行により、収量・品質の向上を図る。また、出荷調製施設の整備等による産地供給力の強化を図る。

(4) 野菜

県産野菜の主要品目である冬春なすや夏秋トマト、いちご等は、高品質な野菜として市場から評価されており、ブランドが確立されている。また、キャベツやたまねぎ等の加工・業務用野菜の需要増加にともない、法人等での生産が拡大している。

このため、県産野菜のブランド力の強化や生産拡大を加速させるため、ハウス等の生産施設の整備、生産効率の向上を図るスマート農業技術等の推進により、産地の体質強化と供給力強化を図り、儲かる野菜農業を推進する。

(5) 果樹

本県の気象条件と、高度な技術により生み出される果実は、最高級品として扱われており、国内外から生産量の拡大や出荷期間の延長が求められている。

そうした市場ニーズに応えるため、面積拡大と生産性の向上を進め、一層の供給力強化を図り、儲かる農業を推進するとともに、関西圏・首都圏・海外へのPR戦略を積極的に展開し、販路を拡大していくことで、将来につながる攻めの果物振興を推進する。

(6) 花き

花の生産と消費の現状は、国内の花き産業が縮小傾向にあることから、新たな需要の創造などにより、安定的な生産・販売の展開が求められている。

このため、多様化する消費者ニーズに対応した高品質花きの安定生産を図るほか、オリジナル品種を核とした優良種苗供給体制の整備を進める。さらに、施設化を進めるととも

に省力化技術を導入し、一層高品質な花きを安定供給できる産地体制を整備し、活力ある花き産業を展開する。

(7) 畜産

ア 乳用牛

良質な牛乳・乳製品を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地の効率的な利用や耕畜連携による飼料作物の生産を推進し、飼料自給率の高い経営を目指すとともに、効率的で安定的な酪農経営の維持発展を図るため、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。

イ 肉用牛

品質に優れた牛肉を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地や採草放牧地の効率的な利用等により飼料生産基盤の充実を図るとともに、環境に配慮しながら低コスト牛舎等の施設整備を推進する。

ウ 豚

生産性の高い企業的経営を育成するため、衛生面や環境面に配慮しながら、優良種豚の導入による肉質の向上と斉一化をはじめ、省力的な飼養管理による低コスト生産等を推進する。

エ 採卵鶏

需要に見合う生産を基本として効率的・衛生的な飼養管理により生産性と品質の向上に努める。

オ 肉用鶏

安全で高品質な鶏肉の供給を基本として効率的・衛生的な飼養管理により生産性と品質の向上に努める。

2. 農業地帯別の構想

(1) 南部農業地帯

ア 水稻

需要に応じた売れる米づくりと、新規需要米等の作付けによる収益力強化を基本とし、業務用途が多い「アケボノ」等は、規模拡大によるコスト低減と多収穫技術など収量向上を追求し、コスト競争力を高める。また、担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大や法人化、スマート農業技術等を活用した省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。

このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

イ 麦類

効率的な土地利用型農業と需要に応じた生産拡大を図るため、需要に対応した麦種生産及び収量の安定化と品質向上を推進する。また、大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

ウ 大豆

集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、低コスト化、収量・品質の向上のため、基本技術の励行と省力化技術に係る機械・施設の整備を図る。

エ 野菜

瀬戸内の温暖な気候を生かし、なす・いちご等の施設野菜やはくさい・キャベツ等の露地野菜の生産が盛んに行われており、施設野菜ではハウス内の環境を作物の生育状況に合わせて調節する環境制御技術の導入を推進し、露地野菜では作業の機械化や排水対

策等を実施し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。

オ 果樹

(ア) もも

岡山オリジナル品種を中心に、高品質な「岡山白桃」として長期間安定出荷できる産地育成と、気象変動に対応した防風ネットの設置等施設整備を含めた生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による供給力強化を進める。

(イ) ぶどう

高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、供給力強化を図る。特に南部では、温暖な気象条件を生かした施設栽培の導入を推進し、早期出荷による農業所得の向上を図る。

カ 花き

温暖な瀬戸内の自然条件を生かし、冬から春の作型を中心とした、スイートピーなどの消費者ニーズに対応した品目の産地拡大を図る。また、気象変動に対応するため施設と組み合わせた環境制御による安定供給技術や省エネルギー対策技術を導入し、一層高品質な花きの安定供給を図る。

キ 畜産

安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、土地条件の制約が比較的少ない地域では大規模な企業的経営を展開することとし、環境に配慮しながら飼料生産基盤の確保や耕畜連携の推進による資源循環型の畜産経営を促進する。

(2) 中北部農業地帯

ア 水稻

主力品種である「あきたこまち」「コシヒカリ」「きぬむすめ」は、おいしさやこだわりを追求した生産とともに新規需要米や高収益作物の作付けによる収益力強化を図る。

また、担い手への農地利用の集積・集約化による規模拡大や法人化、スマート農業技術等を活用した省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。担い手確保が困難な地域等においては集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、経営の多角化を進める。

このため、規模拡大に応じた共同利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

イ 麦類

近年生産が拡大し、加工品開発などの地産地消の取組が進んでおり、需要に応じた生産を進める。また、乾燥調製施設の広域的な運営体制の整備を図る。

ウ 大豆

実需者ニーズに対応した安定生産を進め、優良系統（黒大豆）による品質の安定化、省力機械化体系の技術確立と普及、出荷調製施設の整備等を図る。

エ 野菜

夏季冷涼な気候を生かし、トマト、きゅうり、アスパラガス等の生産が盛んに行われており、ハウス等の生産施設や省力化機械等の導入を推進し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。

オ 果樹

(ア) もも

岡山オリジナル品種を中心に、高品質な「岡山白桃」として長期間安定出荷できる産地育成と、気象変動に対応した防風ネットの設置等施設整備を含めた生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による

供給力強化を進める。

(イ)ぶどう

高まる市場のニーズに応えるべく、さらなる高品質安定生産を推進し、供給力強化を図る。特に中北部では、夏季冷涼な気象条件を活かした簡易被覆栽培の一層の拡大を推進し、併せて省力、高品質生産のための機械導入を進める。

カ 花き

夏季冷涼な準高冷地や中山間地域の気象条件に合った、りんどうなどの特色ある花きを導入し、産地規模拡大に取り組むとともに、集出荷の効率化や省力機器・技術の導入により、高品質な花きの安定供給を図る。

キ そば

地場消費や加工品開発を促進し、流通対策の強化による販路開拓を推進する。

ク 畜産

安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、中山間地域など土地条件の制約が大きい地域では、家族経営を中心として地域特性に応じた他作物との複合経営を展開し、付加価値の高い畜産経営を実現するなど効率的で安定的な畜産経営の維持発展を図る。

3. 広域整備の構想

(1) 米麦大規模乾燥調製貯蔵施設の整備

米麦の乾燥調製コストの低減、流通の合理化、ロットの拡大、品質の均質化等を図るため、農業協同組合の広域化に伴う既存施設の再編、能力増強や広域的連携による効率的な利用を推進する。

(2) 野菜広域流通拠点施設

出荷ロットの拡大と流通合理化を図るため、広域連携出荷に向けた選果及び出荷体制の整備を推進する。

(3) 青果物情報ネットワークの強化

産地・出荷団体・市場間を連結した市況情報、販売実績、全国情報、営農情報等を提供する青果物情報提供システムを活用し、青果物の有利販売に結び付ける。

(4) 畜産物共同処理施設

流通コストの低減と合理的な価格形成に資するため、既存の生乳処理加工施設及び産地食肉加工施設の適正な管理と運営を推進する。また、広域堆肥処理センターの機能強化を図り、良質堆肥の利活用を推進する。

第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

担い手育成の拠点施設として整備した県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）では、就農に向けた実践的な研修や安定的な経営・法人化に向けた研修等を行っているほか、就農や農業経営の相談窓口を常設している。

また、農業大学校や公益財団法人中国四国酪農大学校では、実践的な技術習得教育を実施し、将来の担い手を育成している。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

新たに農業を目指す者の確保や認定農業者の育成を推進するため、三徳園の研修施設や研修内容の充実を図る。

また、農業大学校、中国四国酪農大学校では就農に向けた教育プログラムの充実を図るほか、各産地では、就農や安定的な経営に向けた実践的かつ体系的な技術・知識の習得を支援できるよう、関係機関が連携して施設や体制を整備する。

2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 認定新規就農者、認定農業者の育成及び確保

青年等就農計画、農業経営改善計画の作成支援や株式会社日本政策金融公庫の青年等就農資金等の各種農業制度資金の活用などの目標達成に向けた支援を行うことで、次代を担う力強い担い手の育成及び確保を図る。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

他産業従事者並みの所得水準を達成するためには、優良農地の集積・集約化等生産基盤の確保による規模拡大や生産コストの低減等に取り組む必要があることから、農地中間管理事業の活用により、優良農地の円滑な取得を推進する。

(3) 就農情報の提供と研修制度を活用した就農支援

本県への就農希望者に県農業の魅力や就農支援制度などを就農相談会等を通じ幅広く発信するとともに、関係機関・関係団体と協働で実施する技術習得研修等を活用し、就農希望者の円滑な就農と定着を進める。

(4) 農業高校との連携

担い手施策に関する情報の共有化や育成目標等についての意見交換を行い、農業高校と連携した担い手の確保に努める。また、農業高校の生徒が理解と親しみを持って農業に取り組み、将来県農業を支える人材として活躍できるよう、栽培実習への支援や、先進農家との交流などの取組を進める。

第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県においては、総販売農家数の多くは兼業農家であり、他産業に従事する兼業農家の安定的な就業促進対策が課題となっている。

このため、地域の特性に応じ、農業生産基盤の整備や農山漁村活性化施設の整備、農地中間管理機構による農地利用の集積・集約化を促進し、認定農業者の育成や企業等の農業参入の促進による多様な担い手の確保・育成等を図るとともに、商業や工業などの地場産業の振興等によって、兼業農家が地元で安定的に働ける就業環境を確保することにより、都市等への流出防止に努める。

2. 農村地域における就業機会の確保のための構想

1の目標を踏まえ、次の取組を通じて農村地域における就業機会の確保を図る。

(1) 農林水産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

農林水産物をさらに付加価値の高い商品に加工し、販売する農業の6次産業化を進め、雇用の場の確保を図る。

(2) 地域特産品の活用による安定的な就業の促進

商業や工業など他産業と連携し、県産農林水産物を利用した新たな商品の開発や販路拡大に取り組む農商工連携を推進し、新たな地場産業の創出と雇用の確保を図ることにより、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

(3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく産業の計画的導入

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等に基づき、農村への地域の実情を踏まえた産業の計画的な導入を図り、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

(4) 観光面と連携した農業の推進

豊かな自然環境や美しい景観など農山村が有する魅力を生かし、農家民宿や直売所の活用を促進を通じた農山村と都市との交流を幅広く継続的に行い、観光面と連携した新たな地域産業の展開による就業機会の拡大を図る。

第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1. 生活環境施設の整備の必要性

(1) 農村地域における生活環境施設の整備の状況

農村地域においては、兼業化・混住化が進行する中で、住民の職業選択や生活意識はますます多様化し、また、高齢化や過疎化による担い手不足が深刻となるなど、農業・農村を取り巻く状況は、より一層厳しくなっていることから、今後も生活の拠点である農村集落においても良好な生活環境を確保するため、生活環境施設の整備を進める必要がある。

(2) 生活環境施設の整備の基本方向

これまでに整備された各種施設の有効利用やその施設を生かすためのソフト面の充実に努めながら、新たに整備する施設においては、その地域の歴史・伝統文化資源等を考慮しつつ、地域住民の意見を取り入れながら生活の質的な向上を図るため、移住・定住を促進する視点からも誰もが住みたい農村づくりを目指す。

また、施設の整備に当たっては、適正な維持管理が行われるとともに、農用地の利用計画との調整を図り、優良農地の保全に留意する。

2. 生活環境施設の整備の構想

(1) 適正かつ効率的な施設の配置

整備の緊急度の高い施設の整備については、適正な利用圏を設定した施設の配置と、利用見込み人口等を考慮した規模とする。また、利便性の観点から農道、一般道路等との関連性にも十分留意して配置、整備する。

(2) 農村地域の特性を生かした施設整備

自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域づくりを進める施設とするとともに、農業者はもとより、地域住民にも良好な生活環境の確保を図り、都市住民にとっても憩いの場となるよう十分に配慮する。

(3) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進

農業者はもとより、都市住民とのつながりとふれあいの中で、地域住民にとって、豊かで潤いのある日常生活を享受できる施設を整備するものとする。

〈参考〉用語解説

用語	解説
耕地	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔（あぜ）を含む。
農地	耕作（土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培すること）の目的に供される土地。
農用地	耕作の目的又は主として耕作もしくは養畜の業務のための採草もしくは家畜の放牧の目的に供される土地（農地法で規定する「農地」及び「採草放牧地」に該当するもの）。
農用地区域	市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域。
荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
農業振興地域制度	農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進により、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るとともに、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的利用に寄与することを目的とした、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく制度。
農地の集積・集約化	農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。
地域計画	市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。